

大阪市多文化共生指針案に対する提案

○ はじめに

「多文化共生社会」とは、多様性を尊重し、多様な人たちが、差別をうけることなく、対等かつ平等に参加できる社会です。2006(平成18)年、総務省の「地域における多文化共生推進プランについて」が示され、多文化共生が全国的な行政課題になって14年になります。

歴史的に外国人人口の多かった大阪市では、いち早く1994年に「大阪市外国籍住民施策有識者会議」(以下「有識者会議」)をたちあげ、外国人住民の現状や課題の把握、必要な行政対応について助言や意見にしたがい、1998年3月に「大阪市外国籍住民施策基本指針」を策定し、2004年に改訂されました(以下「前指針」)。このたび16年ぶりに内容が見直されるにあたり、大阪は「大阪市多文化共生指針案」(以下「今指針案」)のパブリックコメントを募集しています。

今指針案では、その対象を「外国人住民」と「外国につながる市民」というふうにより幅広くとらえ、多文化共生への視点を明示しています。それは国籍の如何にかかわらず、多様なルーツをもつ人たちが市民として尊重され、人権が保障される社会が求められているという問題意識であり、そのことは重要な観点であると考えます。そのうえで、いまや人口の5%を占める外国人住民、そして外国につながる市民が、ともに主体者として大阪市の多文化共生社会へのとりくみを進めるためにも、前指針よりもより具体的で実効性ある大阪市政への参加を広げなければならないと考えます。

しかし残念ながら、今指針案では外国人の社会・政治参加については前指針よりもむしろ後退していると指摘せざるをえません。

そうした問題意識から、市民グループみんなで住民投票！(以下みんじゅう)は、大阪に対し以下のような内容を今指針案に反映することを提案いたします。

【提案内容】

< P34 「6 多文化共生の地域づくり」 >

1. 外国人住民の「市政への参加」について、明確に位置付け、文言として加えること。

(項目)

- ・大阪市政の重要課題については外国人住民の意見表明ができる制度を保障すること。その一環として外国人住民も参加できる常設型住民投票条例の制定なども検討すること
- ・外国人市民の公務員採用を拡大するとともに、任用制限をなくし、より積極的な役割を担えるようにすること。

< P36 「IV 多文化共生施策の推進」 >

2. 外国人市民会議のなど外国人住民の参画と多様な意見を市政に反映させるための制度整備をおこないつつ、多文化共生施策推進のためのとりくみを拡充すること

(項目)

- ・外国人住民市民会議のような制度を設置すること
- ・多文化共生施策にかかわる職員研修の拡充を図ること
- ・多文化共生についての市民理解の促進に向けて、地域で活躍している多様な外国人住民もさまざまな役割を担う主体者として積極的に参加してもらう環境を広げること

【提案理由】

1. 現在検討されている今指針案は、前指針からの変化として、外国人住民の増加と多様化を指摘するとともに、その6割が永住者など恒常的な在留が認められる人々であり、今後多様な課題と取り組みが求められるとの認識が明らかにされています。また大阪市の発展のためにも「地域における多文化共生の推進」が重要な課題であると位置づけられています。

しかしながら今指針案には、前指針の重要課題であるところの「外国籍住民の人権尊重」「多文化共生社会の実現」「地

域社会への参加」のなかで位置づいていた「市政への参加」という内容が削除されています。今後の多様な外国人住民の課題解決と地域社会における多文化共生の実現を進めていくためには、その一方の主体者である外国人住民が市政に参加できる環境を拡大していくことが不可欠です。また前指針から指針案で削除されるべき積極的な理由もなく、むしろ今後より一層重要な課題であると位置づけられるべきであり、今指針案の目標課題として明記すべきです。

重要施策への外国人住民の意見表明についていえば、2020年は大阪市の存続という極めて重要な課題について住民投票が予定されていますが、外国人住民はそこに参加し、意見表明をすることが認められていません。これは今指針案のみならず、これまで大阪市の多文化共生施策として掲げてきたものとも大きく乖離するものであり、改善されるべきですし、むしろ外国人住民も参加できる常設方住民投票条例なども検討されるべきだと考えます。

また意見表明のみならず、地方自治体のなかで公務員として公共サービスに携わる外国人住民の必要性も高まっています。今指針案で指摘されているように、外国人住民の多様化のもと必要なサービスは医療・福祉・教育・子育て・防災・居住・雇用・地域など多岐にわたります。それに対応していくためにも外国につながる公務員の役割は重要であり、その拡大が求められます。また現在外国籍の公務員はいわゆる「当然の法理」による「任用制限」のため管理職にはなれませんが、外国人が公務員として活躍の場を広げていくためにも将来的にこうした制限をなくしていくことが求められています。

2. 外国人住民の市政への意見を反映する制度として1994年11月に有識者会議が設置されましたが、2014年3月に有識者会議が廃止され、その後、外国人住民の意見を市政に反映されるための公的な制度がありません。しかし以前にも増して外国人住民の多様な意見を反映した市政運営を保障するためにも、外国人住民が主体的に参加し、市政に参加できる外国人住民市民会議のような制度を設置、拡充していくことを求めます。また大阪市として多文化共生施策を推進していくにあたって、制度整備を進めることはもちろんですが、現場を担う公務員が基本的人権を尊重しつつ、多文化共生施策を推進するにあたって、外国人住民をめぐる課題（差別問題、文化、習慣、歴史など）について理解を深めるための公務員の研修の拡充も重要な課題です。またその過程で、多文化共生にかかわる活動にとりくむ団体、企業、個人などと連携・協力できるネットワークを拡大していくことも重要でしょう。

すでに地域では、行政やNPOなどと共に外国人住民がさまざまな役割を担い、活躍しています。そうした人々が企画コーディネーターや市民委員、相談員などより積極的な役割を發揮できる環境を拡充していくことも必要です。

〇おわりに—国際人権都市にふさわしい多文化共生推進指針を

大阪には、在日コリアンの運動の歴史、インドシナ難民や中国帰国者受け入れの歴史、リーマンショック後の南米コミュニティの人たちを受け入れてきた豊富な実践経験があります。政令都市の中でも先がけて大阪市の多文化共生政策を進め、1995年(平成7)には、「定住外国人の地方参政権等を求める意見書」を市会で採択もしました。

前指針の到達点をたしかめ、今指針案では、さらに一歩進んだ道筋を示さなければなりません。多様な背景をもつ市民が相互を理解し、対等・平等にまちづくりに参画できる環境を整える政策を優先し、国際人権都市にふさわしい多文化共生推進指針を策定して下さるよう望みます。

2020年3月27

みんなで住民投票！一同

